

日本医科大学ガバナンス・コードの取組に対する実施状況

令和6年5月1日現在

項目	記載事項	取組に対する実施状況等
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神		
(1) 建学の精神	日本医科大学は、1876年に長谷川泰が医師の速成を目的として修業年限3年の医学校として本郷元町（現在の本郷）の地に創立した済生学舎を起点とする私立医科大学です。済生学舎は、外国との交流が始まり、それと共に急性伝染病（コレラ、赤痢、チフス等）の大流行があり、西洋医の養成が急務となったところに創設された医育機関で、その建学の精神は、ドイツの医師であったフーフランドの「医戒」にある言葉「済生救民」（貧しくしてその上病気で苦しんでいる人々を救うのが、医師の最も大切な道であるという意味）を基本として、長谷川泰は「患者に対し済恤（さいじゅつ〔あわれみ〕）の心を持って診察して下さい」と説き、自ら貧しい人々を無料で診察する施療病院を併設して「済生救民」を实践しました。その済生学舎の精神は、大正期の日本医学専門学校、旧制医科大学時代に受け継がれ、小此木信六郎、中原徳太郎、塩田廣重、近藤達児理事が同じくフーフランドの「医戒」の精神から定めた学是「克己殉公」（我が身を捨てて、広く人々のために尽くす）として受け継がれています。	建学の精神、学是及び教育理念は、本学ホームページを始めとして「学生便覧」及び「大学案内」等を通じて、学生、教職員、受験生、本学に関わる多くの関係者及び一般市民にも公開し、明確なメッセージとして共有している。
(2) 建学の精神・学是に基づく人材像	日本医科大学は、建学の精神・学是に基づき、確かな医療知識と技術、豊かな人間性を「併せ持つ人材」を養成します。 【医学部医学科】 医学部医学科は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く医学を研究教授し、知的道徳的応用的能力を展開させることを目的とし、この目的を達するために、広く医学を世界に求め、堅実公正な医師を育成します。 【大学院医学研究科】 大学院医学研究科は、医学に関する理論及び応用を教授研究し、専攻について、医学に関する知識・技術・倫理を教授研究し、生命倫理を尊重しつつ国際社会において自立して研究活動を行い、また、高度に専門的な業務に従事するために必要な高い研究能力及びその基盤となる豊かな学識を養うことを目的とし、医学領域の幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観と優れた研究能力を持つ医学研究者及び高度の専門的知識と医療倫理を備えた愛と研究心を有する医師を育成します。	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）		
(1) 建学の精神・学是・教育理念に基づく教育目的等	日本医科大学の学是は「克己殉公」であり、教育理念として「愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成」を掲げ、多くの臨床医、医学研究者、医政従事者を輩出してきました。この学是、教育理念、そして歴史ある私立医科大学という特長を基盤に、最新の医学を教育・研究し、広く国際的な視野に立った見識豊かな人間性を備えた医師、医学研究者の養成に努め、人々の健康の維持・増進・社会に貢献することを使命としています。	建学の精神、学是及び教育理念に基づく3つのポリシーを策定し、そのポリシーに則った卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学受入を行っている。
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組について	①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会、評議員会、大学院教授会、医学部教授会及び大学七役会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑥中期的な計画に盛り込む内容 ア 教学、イ 研究、ウ 学生支援、エ 社会貢献、オ 管理運営	安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、中長期ビジョンを策定している。 中長期ビジョンは、理事会にて審議され、承認後は評議員会に諮られ、意見を求めている。その結果はホームページを通じて広く公表している。 学内外の各種研修への参加等により経営能力の向上に努めている。 事務職員の資質や大学改革への意識向上を目的として定期的にSD研修会を開催している。 法人及び大学による「運営協議会」を毎月開催し、教職員からの提案等をくみ上げる仕組みを構築している。 中長期ビジョンは、教学、研究、学生支援、社会貢献、管理運営の項目で策定している。
(3) 私立大学の社会的責任等	①自主性に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	本学諸規定に基づき、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図っている。 ステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・社会貢献等を念頭にいた経営を行っている。 「しあわせキャリア支援センター」を設置し、ダイバーシティ研究環境実現、男女共同参画推進に向けた取組みを進めている。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会		
(1) 理事会の役割	①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	寄附行為により理事会の役割を明確に規定しており、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。

	<p>②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄付行為等に明示します。イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、大学の校務を掌るにあたり必要な権限を学長に委ねています。イ 学長が教務部長、研究部長等を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。ウ 所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、審議事項については事前に決定して全理事で共有します。イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>⑥役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。</p>	<p>寄附行為に理事会において議決する法人の重要事項を規定するほか、法人の重要事項を整理し、明確性をもって理事会運営を行っている。理事会で議決された事項は議事録として作成し、理事全員の承認を得て、議事録署名人及び出席監事の署名・押印後に所定の場所に保管している。理事会で承認された事項は、各部署長宛に理事会速報として翌日に通知をしている。</p> <p>理事会は、理事及び設置大学の学長等に対して適切に業務等の評価を行い、その評価を法人及び大学の業務改善に活かしている。</p> <p>本法人では、学長を常務理事職に選任しており、法人全体を見据えながら、学長が校務を掌るに必要な権限を委ねている。本大学では、学長が大学院医学研究科長、医学部長、教務部長、研究部長等を置き、担当事務を分担させ、管理体制を明確化している。</p> <p>寄附行為の定めに従い、理事会を毎月1回(8月を除く)開催している。会議開催1週間前に各理事・監事宛に議案及び資料をデータ送信（送付）しており、審議に必要な時間も十分に確保し、審議事項の事前共有を図っている。</p> <p>本年度において役員がその任務を怠り法人又は第三者に損害を与えた事例はない。</p> <p>本年度において役員がその任務を怠り法人又は第三者に損害を与えた事例がないため、他の役員が連帯して責任を負った事例もない。</p> <p>理事・監事の学校法人に対する責任が加重とならないために損害賠償責任の一部免除について寄附行為に規定しており、非業務執行理事等との間で責任限定契約を締結している。</p> <p>寄附行為の定めに従い、理事会の議事に特別な利害関係を有する理事は議決に加わるができず、議長が必要に応じて該当理事に退席を要請している。</p>
2-2 理事		
(1) 理事の責務	<p>①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>②理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p> <p>③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p> <p>⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p>	<p>寄附行為の定めに従い、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>寄附行為の定めに従い、理事長を補佐する常務理事を置き、各々の役割、理事長の代理権限順位を明確にしており、法人の業務を的確かつ迅速に行っている。</p> <p>理事長及び理事の解任について、寄附行為に明確に定めている。</p> <p>理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために忠実にその職務を実行している。</p> <p>私立学校法の規定により、理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしている。</p> <p>本年度において、理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し、当該事実を理事長及び監事に報告した事例はない。</p> <p>理事の競業及び利益相反取引については、毎年、各理事から申告をしてもらい、理事会において当該取引についての事実を公開して承認を受けている。</p>
(2) 学内理事の役割	<p>①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p>	<p>学内理事は、その知識・経験・能力を活かして、大学の成長と経営安定のため適切な業務を遂行している。</p> <p>学内理事は、教育職員としての業務の執行に影響がでないように、理事の業務を適切に遂行している。</p>
(3) 外部理事の役割	<p>①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。</p> <p>②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>現理事のうち、私立学校法第38条第5項に該当する外部理事を76名選任している。</p> <p>現理事には、他医療法人理事長、弁護士、他学校法人教員、企業の役員等を選任し、夫々の視点から活発な意見を述べ、理事としての業務を遂行している。</p> <p>理事会開催の1週間前に、理事・監事全員に審議事項等を記載した開催通知及びその資料をデータ送信（送付）している。</p>
(4) 理事への研修機会の提供と充実	全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	理事懇談会において、理事の業務執行に必要な私学関係法令等の情報提供を行っているところ、更なる内容の充実に努める。
2-3 監事		

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	本年度において、監事は適切に善管注意義務を負い、第三者に対して賠償責任義務を負った事例はない。
	②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人日本医科大学監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	監事は、毎月の定例理事会及び定例理事会前の理事懇談会並びに年3回の定例評議員会に出席しており、本年度は、これらに加えて、不正防止計画推進委員会に出席している。
	③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	監事は、監事監査計画に基づき、随時、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査している。
	④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	本年度において、不正行為、法令違反等の重大な事実の発見による所轄庁への報告をした事例はない。
	⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	本年度において、監事が理事による違背行為等の可能性を認識又は確認した事例はない。
(2) 監事の選任	①監事の独立性を確保する観点重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	寄附行為の定めに従い、理事会において選出した監事候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任している。
	②監事は2人以上3人以内置くこととします。	寄附行為の定めに従い、3名の監事を選任している。
	③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	監事業務の継続性が保たれるよう、監事3名の就任時期をそれぞれに変えている。
(3) 監事監査基準	①監査機能の強化のため、学校法人日本医科大学監事監査規程を作成します。	学校法人日本医科大学監事監査規程を制定している。
	②監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	監事は、毎年度、監事監査計画を定め、理事会において報告事項として説明している。
	③監事は、学校法人日本医科大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告の上、これをホームページに公表している。
(4) 監事業務を支援するための体制整備	①監事、公認会計士及び監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に努めます。	三者が一堂に会する「三様監査協議会」を年2回（5月及び1月）開催し、各監査機能が効率的・効果的に果たされ、法人全体としての監査機能の向上が図られるよう、それぞれの監査結果等について、情報交換・意見交換を行っている。
	②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	監事が研鑽を重ね、あるいは広く意見・情報の交換を図るため、監査室を通して、外部の監査協会が主催する各種研究会等の情報を提供し、研究会に参加してもらうこととしている。参加しない場合も大学監査協会から送付された研修資料を監事に配付している。
	③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	理事会の開催事前・事後において、監事から審議事項に関する質問・説明聴取等の要請があった場合には、監査室が関係部署等への連絡調整を行うなどして適切に対応することとしている。
	④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	監事監査規程において、監査室は監事監査に関する事務を補助すると定められ、監事監査計画の策定、監査の実施、監査記録の作成、理事長等からの業務報告会の開催（年2回）等に係る事務補助、監事から求められた資料・情報の収集、監事監査対象部署との連絡調整等の支援を行っている。また、毎月2回（8月を除く。）、定例の監事監査室連絡会を開催し、監事監査業務に関する協議や、監査全般にわたる情報交換・意見交換を行っている。
2-4 評議員会		
(1) 諮問機関としての役割	①予算、事業計画に関する事項	予算・事業計画に関する諮問について評議し、答申している。
	②中期的な計画の策定	事業に関する中期的な計画に関する諮問について評議し、答申している。
	③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項	借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する諮問について評議し、答申している。
	④役員報酬に関する基準の策定	役員報酬に関する支給基準に関する諮問について評議し、答申している。本年度において当該諮問はない。
	⑤寄附行為の変更	寄附行為の変更に関する諮問について評議し、答申している。本年度において当該諮問はない。
	⑥合併	評議員会の諮問事項として、合併について、寄附行為で定めている。
	⑦私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散	評議員会の諮問事項として、目的たる事業の成功の不能による解散について、寄附行為で定めている。
	⑧収益を目的とする事業に関する重要事項	本年度において当該事項に関する諮問はない。

	⑨その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	本年度において当該事項に関する諮問はない。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善	評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	評議員会開催時に、諮問事項ごとに審議の時間を設け、評議員は質問・意見等を述べ、評議している。
(3) 評議員会	評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	毎年、本法人の決算及び事業報告が評議員会に報告されており、その内容について、評議員は意見を述べている。
(4) 監事の選任	評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	理事会において選出した候補者に対して、評議員会の同意を得るための審議を実施している。理事会では、監事候補者の選出に当たり、監事としての資質及び専門性について十分に検討している。
2-5 評議員		
(1) 評議員の選任	①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	評議員の人数は、現理事数14名に対して現評議員数40名と、十分な人数を選任している。
	②評議員となる者は、次に掲げる者としています。ア 日本医科大学長及び日本獣医生命科学大学長、イ 日本医科大学大学院医学研究科長、日本医科大学医学部長、同基礎科学主、ウ 学校法人日本医科大学の職員のうちから、理事会において選任した者及び日本医科大学付属病院看護部長、エ 学校法人日本医科大学の設置する大学を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者、オ 学識経験者（学校法人日本医科大学の職員及び学校法人日本医科大学が設置する大学の卒業生を除く。）のうちから、理事会において選任した者	評議員となる者については、ガバナンスコードに記載のとおり選任している。
	③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	法人の業務、財産状況、役員の業務執行について、意見を述べ諮問等に答えるため、学内の職制評議員の他に、本法人が設置する大学を卒業した者のうちから理事会において選任した者、本法人の職員及び本法人が設置する大学の卒業生を除く者のうちから理事会において選任した学識経験者が評議員として在籍している。
	④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	評議員の選任方法は、寄附行為の定めに従い、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会で選任している。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	寄附行為の定めに従い、評議員会の開催1週間前に、各評議員宛に議案及び資料を送付しており、諮問事項の事前共有を図っている。
	②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	評議員に対する効果的な研修方法・内容を検討している。
第3章 教学ガバナンス		
3-1 学長		
(1) 学長の責務	①学長は、日本医科大学医学部学則及び日本医科大学大学院学則に掲げる以下の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を総督します。 【日本医科大学医学部学則第1条第1項】 日本医科大学医学部は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く医学を研究教授し、知的道徳的応用的能力を展開させることを目的とする。 【日本医科大学大学院学則第1条第1項】 日本医科大学大学院は、医学に関する理論及び応用を教授研究し、専攻について、医学に関する知識・技術・倫理を教授研究し、生命倫理を尊重しつつ国際社会において自立して研究活動を行い、また、高度に専門的な業務に従事するに必要な高い研究能力及びその基盤となる豊かな学術を養うことを目的とする。 ②学長は、自らが理事会の構成員であることを十分意識して、理事長のもと教学ガバナンスについてその権限を行使します。	日本医科大学組織規則により、学長の役割を定めている。
	③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	学長方針、中長期ビジョン等について、学長は医学部教授会において定期的に報告している。また、ホームページの「学長室だより」にて情報発信している。
(2) 学長補佐体制（医学研究科長・医学部長の役割）	①医学研究科長の役割については、日本医科大学組織規則において「医学研究科長は、学長を補佐し、大学院医学研究科の教育・研究に関する業務を統括する」としています。 ② 医学部長の役割については、日本医科大学組織規則において「医学部長は、学長を補佐し、医学部の教育・研究に関する業務を統括する」としています。	日本医科大学組織規則において、大学院医学研究科長、医学部長の役割を明確にしており、学長を補佐する体制を構築している。
3-2 教授会		
(1) 教授会の役割	大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については日本医科大学医学部教授会規則、日本医科大学大学院教授会規則に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	日本医科大学大学院教授会規則及び日本医科大学医学部教授会規則において、両教授会の役割を明確にしており、適切に運用している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して		

<p>(1) 3つの方針の明確</p>	<p>①学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、ウ 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー） ②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。 ③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	<p>3つのポリシーを定め明確にしており、ホームページ、大学案内等で広く公表している。 毎年度、自己点検評価を実施し、その結果を報告書に纏め、冊子体及びホームページで広く公表している。 修学中に出会う葛藤や悩みごと、心身の不調については、学年担任や学生相談室が相談に応じ、対応している。また、アメリカの医科大学で採用されているピアサポートシステムを参考にした「学生アドバイザー制度」を設け、学生のサポートをしている。ハラスメントに対しては相談窓口を設置している。</p>
<p>4-2 教職員等に対して</p>		
<p>(1) 教職協働</p>	<p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	<p>大学における全ての会議体において事務職員が参画しており、教員と事務職員の協働体制を構築している。</p>
<p>(2) ユニバーシティ・ディベロップメント</p>	<p>①ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。 ②スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	<p>教員の教育能力の開発、充実に図るため、計画的にFDを実施している。 大学教職員に必要な知識及び技能の習得、能力及び資質の向上を目的に計画的にSDを実施している。</p>
<p>4-3 社会に対して</p>		
<p>(1) 認証評価及び自己点検・評価</p>	<p>①認証評価 平成16（2004）年から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。 ②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。 ③学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>	<p>平成20年、平成27年、令和4年に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、いずれも「適合」の認定を受けている。また、平成28年、令和5年に日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審し、「適合」の認定を受けている。 自己点検委員会により、自己点検年次報告書に基づく総括的評価を行っており、その結果を教育・研究を始めとする大学運営の改善・向上につなげる体制を構築している。 毎年度、自己点検評価を実施し、その結果を報告書に纏め、冊子体及びホームページで広く公表している。</p>
<p>(2) 社会貢献・地域連携</p>	<p>①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。 ②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすと同時に、産学、官学、産産等の結節点として機能します。 ③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。 ④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。 ⑤環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>	<p>国内外の災害医療支援や救急医療において積極的な活動を行っている。また、各付属病院の地域的特性を活かし、患者支援、医療連携を推進している。さらに学会や政府・自治体の事業に対しても、公益性・公共性の高い活動を多くの教員が行っている。</p>
<p>4-4 危機管理及び法令遵守</p>		
<p>(1) 危機管理のための体制整備</p>	<p>①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害、イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等） ②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生等の安全安心対策、イ 減災・防災対策、ウ ハラスメント防止対策、エ 情報セキュリティ対策、オ その他のリスク防止対策 ③事業継続計画の策定に取り組めます。</p>	<p>公的研究費に関しては、学校法人日本医科大学公的研究費管理規程により不正防止の取組み等を定めており、全教職員に対し公的研究費取扱要領を配布し不正防止に努めている。 ハラスメント対策として、学校法人日本医科大学ハラスメント防止等に関する規則に基づき、大学内にハラスメント防止委員会を設置している。 事業継続計画の策定は、今後検討を進める。</p>
<p>(2) 法令遵守のための体制整備</p>	<p>①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。 ②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>	<p>就業規則に定めており、組織的な取組はできている。 学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程を定め、公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、監査室に通報窓口を置いている。</p>
<p>第5章 透明性の確保（情報公開）</p>		
<p>5-1 情報公開の充実</p>		

<p>(1) 法令上の情報公開</p>	<p>①教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的、イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、オ 教育研究上の基本組織、カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況、ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準、コ 校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境、サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用、シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援、ス 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>②学校法人に関する情報公開 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書、イ 寄附行為、ウ 監事の監査報告書、エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）、オ 役員報酬に関する基準、カ 事業報告書</p>	<p>学校教育法施行規則、私立学校法等の法令、その他ガイドライン等に基づき、教育・研究に資する情報をホームページにて公開している。</p>
<p>(2) 自主的な情報公開</p>	<p>①教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数、イ 大学間連携、ウ 地域連携並びに産官学連携</p> <p>②学校法人に関する情報公開 ア 事業計画書</p>	<p>法律上公開が求められていない情報についても、自主的かつ積極的にホームページにて公開している。</p>
<p>(3) 情報公開の工夫等</p>	<p>①私立学校法に基づき、各事務所に備え置く書類は、請求があれば閲覧に供します。</p> <p>②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。</p> <p>③公開方法は、インターネットを使ったWeb公開の他、大学ポータル、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。</p> <p>④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>	<p>私立学校法に基づき、各事務所に備え置く書類は、請求があれば閲覧に供している。</p> <p>情報公開方針を策定し、ホームページにて公表している。</p> <p>ホームページの他、大学案内、大学広報誌等も活用している。</p> <p>専門用語はなるべく使用せず、使用する場合は注釈を付ける等の工夫をしている。</p>